



今、なぜ「裁判員裁判」なのでしょうか？

「裁判員なんて、やりたくない」「裁判は、プロの裁判官に任せておけばいい」という意見があります。

では、今、なぜ「裁判員裁判」なのでしょうか。

無実の人が間違って「有罪」とされると、たつた一度の人生が完全に狂わされてしまいます。想像してみてください、無実なのに何年も自由を奪われ、あるいはその命さえ奪われてしまうことの恐ろしさを…。このような悲劇は、絶対にあってはならないのです。

しかし、今なお「過ち」は繰り返されています。最近も、「警察に嘘の自白をさせられ、裁判官がこれを信じて何年も刑務所に入れられた後で、真犯人が見つかった」という事件がありました。裁判官は、自白が嘘であったことを見抜けなかつたのです。

このような過ちを犯さないために、裁判をプロの裁判官だけに任せるのではなく、「いろいろな立場やいろいろな経験をもった人々が、いろいろな観点から意見を出し合おう」というのが、「裁判員裁判」なのです。

裁判員裁判には、「あなた」の力が必要です。



札幌弁護士会

<http://www.satsuben.or.jp>

札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7F
TEL:011-281-2428



札幌弁護士会

忘れてはいけないこと、
それは「無罪の推定」です。

「警察や検察から疑われている被告人は、やはり犯人なのだろう」と思いがちです。特に事件がワイドショーなどで繰り返し報じられる上、なおさらそう思ってしまうのではないかでしょうか。

しかし、決してこのような気持ちで裁判に臨まないでください。予断と偏見は、過ちを生む大きな原因となります。被告人を犯人と思い込んで裁判に臨んでしまえば、もはや正しい判断はできません。

無実の人を罰するという過ちを絶対に犯さないために、裁判で有罪と判断されるまでは、「被告人は無罪である」と推定されます。真っ白な気持ちのまま裁判員席に座り、あなたの目や耳で直接、そして冷静に、証拠を見たり、証人や被告人の話を聞いたりしてみてください。

これが、「無罪の推定」という刑事裁判のもっとも重要なルールなのです。



判断すること、
それは「迷ったら、無罪」です。

「疑わしきは罰せず」という言葉があります。犯人なのか疑わしい場合は、罰しない、簡単に言うと、「迷ったら、無罪」というルールです。

裁判員に求められているのは、「検察官と弁護人のどちらが優勢だろう」という比較ではありません。まして、「真犯人を探すこと」でもありません。

検察官が法廷に提出した証拠や証人の証言などから、被告人を「間違いなく犯人」と確信できなければ、無罪としなければなりません。たとえ怪しいと感じても、「本当に犯人かいま一つ確信が持てない」とか、「もしかしたら別に犯人がいるかもしれない」と思ったら、決して有罪としてはいけないです。これも、無実の人を罰しないための大切なルールです。

あなたの決断の基準は、迷わず、「迷ったら、無罪」です。

裁判員がすべきこと、
それは「あなたの声を届けること」
です。

あなたは、裁判官と議論することに不安を感じるかもしれません。しかし、心配はいりません。あなたは、あなたの「常識」で判断すればよいのです。あなたの「常識」から、「被告人が間違いなく犯人だ」と確信できなければ、たとえ裁判官が有罪だと言っていても、先に述べた裁判のルールにしたがって「無罪」と判断してよいのです。

裁判員裁判では、法律家ではない「あなた」の知識や感覚こそが必要とされています。専門的な知識がないことに不安を感じる必要はありません。裁判官に遠慮せず、あなたが感じた素朴な疑問やあなたの意見を堂々と述べてください。

そして、あなたご自身のお考えで、判断をしてください。

